

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可

【公示】

○ ○ ○ ○ ○
〃 〃 〃 〃 〃
公共測量の終了

○ ○ ○
〃 〃 〃
公共測量の実施

〃 〃 〃 〃 〃
監理課

〃 〃
水産課

〃 〃
指導監査課

〃

健康推進課

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年一月六日

指定を更新した医療機関

名 称

おがわ小児科
イオン薬局津山店

所 在 地

倉敷市帶高一六四
津山市河辺一〇〇〇一一

更新年月日

令和八年一月一日
令和八年一月一日

岡山県知事

伊原木 隆 太

太

◎岡山県告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年一月六日

指定を辞退した医療機関

名 称

水島協同病院
とよくに薬局

所 在 地

倉敷市水島南春日町一
美作市豊国原三〇七一一

辞退年月日

令和七年十二月三十一日
令和七年十二月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

伊原木 隆太

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

◎岡山県告示第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地	1 名称	まなび家若宮	2 所在地	都窪郡早島町若宮三五四三一一〇
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称	株式会社やまと	2 主たる事務所の所在地	奈良県桜井市大字桜井一九二番地二
三 指定年月日	令和八年一月一日			
四 事業所番号				
五 サービスの種類				
				保育所等訪問支援
				三三五二六〇〇一二〇

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

◎岡山県告示第四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地
1 名称 ブルーミングケア大田
2 所在地 津山市大田七八四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称 カンダエヌシステム株式会社
2 所在地 津山市川崎一九〇二番地の三

三 指定年月日

令和八年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二六〇〇

五 サービスの種類

通所介護

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

◎岡山県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地	1 名称 ケアステーションきらめき 2 所在地 英田郡西粟倉村影石三五六番地三
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 合同会社イトウ 2 所在地 美作市檜原中四五九番地
三 指定年月日	令和八年一月一日
四 介護保険事業所番号	三三七三七〇一〇〇六
五 サービスの種類	訪問介護

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

◎岡山県告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十三条の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名称 吉井川漁業協同組合
2 所在地 津山市押入一二三〇

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年一月一日

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名称 旭川南部漁業協同組合
2 所在地 岡山市北区建部町福渡八五九一

二 漁業権の免許番号

内共第七号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市役所並びに久米南町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年一月一日

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名称 旭川中央漁業協同組合
2 所在地 真庭市勝山八一三一

二 漁業権の免許番号

内共第八号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、真庭市役所並びに新庄村、鏡野町、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年一月一日

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

〔二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市南区彦崎、宗津、川張、倉敷市串田、福江及び玉野市用吉地内	公共測量（水準測量）	令和八年一月十三日から同年三月三十一日まで

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

〔二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
笠岡市北木島町地内	公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年十二月十六日から令和八年三月二十四日まで

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

〔三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
美作市梶並及び久賀地内	公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年九月二十六日から令和八年三月二十五日まで

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

〔四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市福田町浦田 地内	公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量及び用地測量）	令和七年二月二十八日

令和8年1月6日 岡山県公報 第12766号

〔五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市北区御津国ケ原地内	公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）	令和七年十二月十一日